

意見書

平成 15 年 5 月 12 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

ゆうびんぼんごう
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうく にほんばしはこぎきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしきがいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 15 年 4 月 22 日付け情審通第 58 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

(別紙)

ソフトバンク BB 株式会社

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
接続約款の変更案に対する意見

1、接続約款変更の趣旨について

コロケーションを行うための電力設備等のより効率的な利用を図る、という改正案の趣旨には、NTT 東西の限られたリソースの公平且つ適切な配分を求めている弊社としても基本的に賛成いたします。

2、接続約款改正案の問題点

6ヶ月を超えるリソース保留を行う場合の費用負担について

(略)接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間を前条第5項に規定する回答を受け取った後12ヶ月までの範囲で延長することを認めることとします。(略)

(接続約款 改正案 第2章第10条の4 より)

接続申込者が工事着工の延伸を申し出る場合において、「接続申込者の責めに帰すべき事由等」がある場合は延長を認められないとありますが、その事由の範囲が曖昧です。「接続申込者の責めに帰すべき事由等」の部分をNTT東西が拡大解釈できる可能性があり、不適切です。例えば正当な理由があるにも関わらず、接続事業者がリソースの保留延長ができなくなることが危惧されます。

よって、「延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別な事情があるときを除いて、」の部分は、「**延伸理由、及び延伸後の工事に関わる計画に正当性がない場合を除いて、**」と明記することが適切であると考えます。

- 以上